

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
当たる翌日)

## 鳥取県訓令第一号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を  
次のように定める。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県副知事 西 尾 邑 次  
鳥取県職務代理者

### 目 次

◇訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

◇告 示 土地改良区の役員の退任（二件）

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業の認可

地域森林計画の決定

地域森林計画の変更

建築基準法による道路の位置の指定

◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正す  
る訓令

訓 令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。  
別表厚生援護課の項第十一号中「社会福祉施設（児童福祉施設を除く。次号において同じ。）の設置の許可」を「第一種社会福祉事業の經營の許可（児童家庭課の分掌に係るもの）を除く。次号において同じ。」に改め、同項第十二号中「名称等」を「建物その他の設備の規模及び構造等」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「六一六一」を「六一六一六一」に改め、同項中同号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表児童家庭課の項に次の二号を加える。



3 昭和57年2月26日 金曜日

## 鳥取県公報

野島 栄則 沢谷一三〇  
野島 虎雄 " 一六七

松島 文夫 福本一二五

尾崎 正勝 志津二三一  
笠見 一明 福富一七三  
中野二一四

昭和五十七年二月六日退任

に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二十六日

## 鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 小椋武美 西伯郡名和町大字名和三六一

昭和五十六年十月二十四日退任

## 鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定

鳥取県告示第二百七号

大山町から申請のあつた町営土地改良（門野地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

次

		理事 杉村幹夫	変更前 米子市別所九九六	変更後 米子市別所九九六ノ一
		長谷川 親夫	米子市諏訪五八二	
変更後	変更前		米子市諏訪五八二ノ一	

鳥取県告示第二百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、鳥取森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

尾邑次

一 縦覽に供する書類

- 21  
鳥取地域森林計画書  
鳥取地域森林計画図

## 二 縦覽に供する期間

昭和五十七年二月二十六日から三十日間

### 三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県  
頭地方農林振興局

#### 四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てる

総覽に供する書類

1 八頭森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

2 八頭森林計画区の地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画を所管する地方農林振興局

管する地方農林振興局  
四 意見の申立て  
これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を附した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第一百九号

5 昭和57年2月26日 金曜日

## 鳥取県公報

第5334号

## 鳥取県告示第二百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十七年二月二十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市元町四五〇 衣川 寛	鳥取市大社字提谷三六 七一、三六七一八及 び三六九一三並びに字 提谷三七〇一、三七〇一、三七一六及 び三七一一二の地先 農道	幅員 六メートル 延長 三五メートル
鳥取市富安二丁目一六五 横山順吉		

## 鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

## (文書の取扱い)

第十五条 文書の受付、処理、施行その他の取扱いに関しては、知事の事務部局の例による。

第十五条の次に次の一条を加える。

## (職員の身分取扱い)

第十六条 職員の任免、給与、勤務時間、服務その他の身分取扱いに関しては、知事の事務部局の職員の例による。

## 附 則

この訓令は、昭和五十七年二月二十六日から施行する。

## 代表監査委員訓令